

中小企業信用保険法（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づく指定業種について

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証 5 号：業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）の規定に基づき、当工業会にて実施している業況調査の結果を踏まえて経済産業省へ申請した結果、2026 年 7 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号 **2 5 9 4**）が指定業種となりました。

これにより、当工業会の中小企業会員は、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより、下記のとおり、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となります。

記

< 特例保証の内容 >

① 保証限度額の別枠化

（一般保証限度額）

- ・ 普通保証 2 億円以内 +
- ・ 無担保保証 8,000 万円以内

（別枠保証限度額）

- ・ 普通保証 2 億円以内
- ・ 無担保保証 8,000 万円以内

② 保証料率

おおむね 1.0% 以内で、信用保証協会ごとに定められています。

< 個々の中小企業会員の認定手続き >

中小企業会員がセーフティネット保証 5 号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けることが必要です。

※企業認定基準

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。

- イ．指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5% 以上減少の中小企業者
- ロ．指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20% を占める原油等の仕入価格が 20% 以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

詳しくは、以下の中小企業庁 HP、または、お問い合わせ先にご連絡ください。

中小企業庁 HP : https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

中小企業金融相談窓口 電話 : 03-3501-1544(直通)

中小企業庁事業環境部金融課 電話 : 03-3501-1511(内線 5271)

以 上